

別府市 認可保育所等の延長保育について

別府市内の認可保育所と認定こども園〔保育所機能部分〕等では、保育利用時間外に保育が必要な児童(2号・3号認定の子ども)を対象に延長保育を実施しています。

延長保育の利用を希望する場合は、各施設にお問い合わせください。

●利用時間

施設の開所時間のうち、ご自身の保育利用時間外に延長保育を利用することができます。

※開所時間や保育利用時間は、各施設によって異なります。

《延長保育時間の例》

	7:00	8:30	施設の開所時間(例)	16:30	18:00	20:00
短時間認定の方	延長保育①		短時間認定 利用時間(8時間)	延長保育②	延長保育③	
標準時間認定の方	標準時間認定 利用時間(11時間)				延長保育③	

〔短時間認定の方〕

- ・延長保育①(7:00～8:30)・・・ご自身の利用時間開始前に延長保育を利用する場合
- ・延長保育②(16:30～18:00)・・・ご自身の利用時間終了後の「標準時間認定の方の利用時間内」に延長保育を利用する場合
- ・延長保育③(18:00～20:00)・・・施設の「標準時間認定 利用時間終了後」に延長保育を利用する場合

〔標準時間認定の方〕

- ・延長保育③(18:00～20:00)・・・施設の「標準時間認定 利用時間終了後」に延長保育を利用する場合

●延長保育料 ※保育料が無料の世帯も、延長保育料は必要です。

短時間認定の方		
延長保育の種類	利用時間	延長保育料
延長保育①	～1時間 以内	100円
	～2時間 以内	200円
延長保育②	～1時間 以内	100円
	～2時間 以内	200円
延長保育③	～1時間 以内	100円
	～1時間30分 以内	200円
	～2時間以内	300円

標準時間認定の方		
延長保育の種類	利用時間	延長保育料
延長保育③	～1時間 以内	100円
	～1時間30分 以内	200円
	～2時間 以内	300円

《短時間認定の方の延長保育料計算例》

下記の条件で、月に5日延長保育を利用した場合の保育料

認定の時間区分	短時間認定	施設の短時間利用時間	8:30 ～ 16:30
施設の開所時間	7:00 ～ 20:00	施設の標準時間利用時間	7:00 ～ 18:00

延長保育 利用時間帯	利用時間	延長保育料 カウント	日額	5日分
8:15 ～ 8:30(延長保育①)	15分	1時間	100円	500円
16:30 ～ 18:00(延長保育②)	1時間30分	2時間	200円	1,000円
18:00 ～ 19:40(延長保育③)	1時間40分	2時間	300円	1,500円
合 計		5時間	600円	3,000円

※1時間に満たない延長保育を受けた場合も、保育料は1時間として計算します。

※同日に延長保育①・②・③を利用した場合は、それぞれの時間帯で延長保育料が必要になります。

問合せ先:子育て支援課 電話:0977-21-3099